

令和 6 年

第 5 回小山市議会定例会
議 案 参 考 資 料

小 山 市

令和 6 年第 5 回小山市議会定例会
議 案 参 考 資 料

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 9 8 号	小山市出張所設置条例の一部改正等について	4
議案第 1 0 0 号	小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6
議案第 1 0 2 号	指定管理者の指定について	7
議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について	1 0
議案第 1 0 4 号	指定管理者の指定について	1 6
議案第 1 0 5 号	指定管理者の指定について	2 4
議案第 1 0 6 号	指定管理者の指定について	2 6
議案第 1 0 7 号	指定管理者の指定について	2 8
議案第 1 0 8 号	指定管理者の指定について	3 2
議案第 1 0 9 号	地方独立行政法人新小山市民病院第 4 期中期目標の策定について	3 5
議案第 1 1 0 号	市道路線の認定について	3 6
議案第 1 1 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	4 7

小山市出張所設置条例施行規則の一部を改正する等の規則

(小山市出張所設置条例施行規則の一部改正)

第1条 小山市出張所設置条例施行規則(昭和46年規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員及び職務) 第3条 略 2～4 略 5 所長は、次条第7号に規定する事務の処理にあたって、事案に紛議若しくは疑議がある場合又は異例なものである場合は、あらかじめ、市民生活部市民課長(以下「市民課長」という。)と協議するものとする。 (所掌事務の範囲) 第4条 出張所において取り扱う事務は、おおむね次に掲げるものとする。ただし、<u>第9号</u>の事務のうち、戸籍事務(届出書の受理に関する事並びに謄本及び抄本の交付事務を除く。)及び身分事項に関する事務は、取り扱わないものとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 会議室の使用許可、器具の貸出等に関する事。</u> <u>(5)～(11) 略</u> <u>(出張所管理人)</u> 第7条 出張所に出張所管理人(以下「管	(職員及び職務) 第3条 略 2～4 略 5 所長は、次条第6号に規定する事務の処理にあたって、事案に紛議若しくは疑議がある場合又は異例なものである場合は、あらかじめ、市民生活部市民課長(以下「市民課長」という。)と協議するものとする。 (所掌事務の範囲) 第4条 出張所において取り扱う事務は、おおむね次に掲げるものとする。ただし、<u>第8号</u>の事務のうち、戸籍事務(届出書の受理に関する事並びに謄本及び抄本の交付事務を除く。)及び身分事項に関する事務は、取り扱わないものとする。 (1)～(3) 略 <u>(4)～(10) 略</u>

<u>理人」という。)を置くことができる。</u> <u>2 管理人は、次の業務を行う。</u> <u>(1) 出張所会議室の使用許可に伴う</u> <u>施設の開閉、巡視</u> <u>(2) 出張所会議室の設備、備品等の</u> <u>取扱いの指導</u> <u>(3) 管理上緊急を要する事態が生じ</u> <u>た場合の出張所長への連絡</u> <u>(4) その他出張所の管理上必要と認</u> <u>める事項</u> (補則) <u>第8条 略</u>	(補則) <u>第7条 略</u>
--	---------------------------------

(出張所会議室の使用に関する規則の廃止)

第2条 出張所会議室の使用に関する規則(昭和41年規則第32号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)

小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正概要

1 趣旨

包括支援事業の実施に必要な事項については、介護保険法第115条の4第5項の規定に基づき、条例で定めておりますが、このたび当該基準を改正する省令が公布されたことから、本市においても関係条例を一部改正するものです。

2 改正条例名

- (1) 小山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (2) 小山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

3 改正内容

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター(愛称: 高齢者サポートセンター)の職員配置について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を進めることが基本的な視点として改正されます。

- (1) センターに配置することとなっている3職種(保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者)の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を配置することが可能となります。但し、人材確保が困難な場合においても2職種は配置することとします。
- (2) 地域包括支援センターに置くべき常勤の職員について、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合には、常勤換算方法によることが可能となります。
- (3) その他、改正に伴う条項ずれの対応や文言の整理等を行うものです。

指定管理者の指定について〔小山市まちなか交流センター〕

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

小山市まちなか交流センター

(2) 指定管理者の主な業務

- ① 交流センターの施設等の維持管理に関する業務
- ② 研修室等の使用許可に関する業務
- ③ 市民の交流の促進及び市民活動の支援等に関する業務

(3) 指定の相手方

一般社団法人 カゼトツチ

(4) 指定管理料（5年間の総額）

103,950,000 円

3 指定管理者候補者の概要

(1) 設立年月日 平成27（2015）年4月1日

(2) 役員数 代表理事1名 理事3名

(3) 主な事業内容 ① 地域人材創出事業、地域マネジメント・プロモーション事業、地域資源を活用した事業開発・実践事業、地域コミュニティ・ネットワーク形成事業
② 地域活性化に関する調査研究・コンサルティング、啓蒙・啓発・情報発信・出版事業、地域活性化に関する施設の運営

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

令和6年度 第2回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山市まちなか交流センター)

1. 日 時 令和6年9月20日(金) 13:00~14:50
2. 会 場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①初澤 正実(副委員長/副市長)
②星 法子(白鷗大学教授)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
⑤内藤 信二(税理士)
4. オブザーバー ①澤口 茂利(小山市城南市民交流センター指定管理者代表)
②今泉 由美子(市民生活部長/施設所管部長)
5. 申請団体 一般社団法人カゼトツチ
6. 審査内容 小山市まちなか交流センターの指定管理者の候補者の選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 応募者によるプレゼンテーションに対する質疑応答
(3) 採点審査
7. 審査結果 「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に規定する選定基準に基づき採点審査を行い、各委員の審査点の総合計が「指定管理者選定要領」第4条第1項に規定する評価点合計の100分の50以上の得点を満たしていることを確認し、「一般社団法人カゼトツチ」を指定管理者候補者に選定した。
(採点結果は別紙1のとおり)

別紙1

小山市まちなか交流センター

選定基準(条例第4条)		配点	一般社団法人カ ゼトツチ	
(採点基準)優れている=5 やや優れている=4 普通=3 やや劣る=2 劣る=1 採点外=0				
1.利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること				
1-1	すべての利用者に公平公正な対応がでる事業者であり、平等利用を確保するための体制がとられているか。(特定の利用者、団体等を優遇する恐れはないか)	5	20	/25
1-2	利用促進、利用者増の方策はとられているか。	5	21	/25
1-3	利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策がとられているか。	5	19	/25
1-4	サービスの質を確保するための方策はとられているか。	5	21	/25
2.公の施設の効用を最大限に発揮するものであること				
2-1	管理運営方針が施設の目的・性質と合致しているか。	5	21	/25
2-2	既存業務の改善、工夫または新規の魅力的な提案はあるか。	5	20	/25
2-3	施設の目的達成のための事業提案はあるか。	5	20	/25
2-4	地域や関係機関との連携が図れているか。	5	21	/25
3.公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること				
3-1	収支計画書における経費(人件費、委託費等)が適正に積算されているか。	5	19	/25
3-2	総合的に収支予算書が適切で、市が支払う管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	5	19	/25
3-3	経費の縮減に事業者の創意工夫が見られるか。	5	21	/25
3-4	危機管理体制が整っており、リスクへの対応能力(資金力・損害賠償能力等)はあるか。	5	17	/25
4.公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること				
4-1	経営状況に問題がなく、安定性・継続性があるか。	5	20	/25
4-2	事業に関する組織、スタッフ(採用予定者を含む)の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識はあるか。	5	24	/25
4-3	スタッフ配置は妥当か。(無理はないか)	5	19	/25
4-4	個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5	21	/25
5.その他、市長が別に定める事項				
5-1	市内に事業所等を有しているか。(本店:5点、支店・営業所:3点、なし:1点)	5	25	/25
合計		85	348	/425

※配点：委員1人あたりの持ち点

指定管理者の指定について〔小山市小山城南市民交流センター〕

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

小山市小山城南市民交流センター

(2) 指定管理者の主な業務

- ① 施設の貸出及び維持管理業務
- ② 定期講座、講演会その他市民向け事業の実施
- ③ 施設の利用促進に関する業務

(3) 指定の相手方

あさひコミュニティ推進協議会

(4) 指定管理料（3年間の総額）

90,000,000 円

3 指定管理者候補者の概要

(1) 設立年月日 昭和51（1976）年 4月

(2) 役員数 会長1名 副会長3名 理事9名 監事2名
その他役員21名 事務局6名

(3) 主な事業内容 ① コミュニティづくりへの地域住民の意思反映や
主体的参加の促進、及びコミュニティ事業の実施
② 小山城南市民交流センターの管理運営及び活用
③ 各種関係機関・団体との連絡提携

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

指定管理者の指定について〔小山市間々田市民交流センター〕

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

小山市間々田市民交流センター

(2) 指定管理者の主な業務

- ① 施設の貸出及び維持管理業務
- ② 定期講座、講演会その他市民向け事業の実施
- ③ 施設の利用促進に関する業務

(3) 指定の相手方

特定非営利活動法人コミュニティままだ

(4) 指定管理料（3年間の総額）

106,000,000 円

3 指定管理者候補者の概要

(1) 設立年月日 平成29（2017）年9月25日

(2) 役員数 理事長1名 副理事長2名 理事5名 監事2名

(3) 主な事業内容 ① 地域における各種活動の支援事業
② 講座・研修会等の企画運営事業

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

指定管理者の指定について〔小山市桑市民交流センター〕

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

小山市桑市民交流センター

(2) 指定管理者の主な業務

- ① 施設の貸出及び維持管理業務
- ② 定期講座、講演会その他市民向け事業の実施
- ③ 施設の利用促進に関する業務

(3) 指定の相手方

特定非営利活動法人げんきフォーラム桑

(4) 指定管理料（3年間の総額）

91,000,000 円

3 指定管理者候補者の概要

(1) 設立年月日 平成29（2017）年7月18日

(2) 役員数 代表理事1名 副代表理事2名 理事12名

- (3) 主な事業内容
- ① 地域における様々な活動の支援事業
 - ② 新規スポーツ、イベント等の企画運営事業
 - ③ 地域施設の管理運営事業
 - ④ その他物産品の開発、販売

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

令和6年度 第3回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山市小山城南市民交流センター)

1. 日 時 令和6年9月26日(木) 13:10~13:50
2. 会 場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①中村 祐司(委員長/宇都宮大学教授)
②初澤 正実(副委員長/副市長)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
⑤内藤 信二(税理士)
4. 申請団体 あさひコミュニティ推進協議会
5. 審査内容 小山市小山城南市民交流センターの指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 質疑応答
(3) 審査(採択方式)
6. 審査結果 所管課が指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・選定について、「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条に基づき、上記施設について、所管課が指名する団体を指定管理者の候補者とするのが採択された。
7. 委員意見
 - ・利用者が活動する環境を大切に整備している点が評価できる
 - ・アンケートの意見を取り入れて実施するなど、常にどうあるべきか考えていただいている、引き続きお願いしたい
 - ・職員対応に対する一部利用者の意見については、規則を守ってもらうために多少の厳しさが生じるのはやむを得ないと考えられる
 - ・若年層向けの行事がもう少しあってもよい

令和6年度 第3回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山市間々田市民交流センター)

1. 日 時 令和6年9月26日(木) 13:50~14:30
2. 会 場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①中村 祐司(委員長/宇都宮大学教授)
②初澤 正実(副委員長/副市長)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
⑤内藤 信二(税理士)
4. 申請団体 特定非営利活動法人コミュニティままだ
5. 審査内容 小山市間々田市民交流センターの指定管理者の候補者として
指名する団体に係る審査・選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に
期待すること)
(2) 質疑応答
(3) 審査(採択方式)
6. 審査結果 所管課が指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・
選定について、「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続
等に関する条例」第5条に基づき、上記施設について、所管課
が指名する団体を指定管理者の候補者とすることが採択され
た
7. 委員意見
 - ・スタッフ自らの実働により指定管理料の不足を補填している努力に敬意を表
する
 - ・若者への広報活動手段を検討いただきたい
 - ・スタッフの努力で経費削減が図られているが、一方でスタッフに負荷がかかり
すぎている点が懸念材料である

令和6年度 第3回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山市桑市民交流センター)

1. 日 時 令和6年9月26日(木) 14:30~15:10
2. 会 場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①中村 祐司(委員長/宇都宮大学教授)
②初澤 正実(副委員長/副市長)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
⑤内藤 信二(税理士)
4. 申請団体 特定非営利活動法人げんきフォーラム桑
5. 審査内容 小山市桑市民交流センターの指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 質疑応答
(3) 審査(採択方式)
6. 審査結果 所管課が指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・選定について、「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条に基づき、上記施設について、所管課が指名する団体を指定管理者の候補者とすることが採択された
7. 委員意見
 - ・講座に抽選対応を要するほど参加希望者多数な状況は素晴らしい、抽選落選者のアフターフォローも考えていただくとよい
 - ・窓口スタッフの対応について改善を図っていただきたい
 - ・インターネットを活用した情報発信に努め、一層の利用促進に繋げていただきたい
 - ・光熱費契約については所管課とともに最適な方法を検討いただきたい

指定管理者の指定について（小山城南小第二学童保育館 他学童保育館3館）

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

（1）施設の名称

小山城南小第二学童保育館 若木小学童保育館
小山城北小第二学童保育館 絹義務教育学校学童保育館

（2）指定管理者の主な業務

- ①児童の育成及び指導
- ②地域及び保護者相互の連絡及び提携
- ③その他児童の健全育成上必要な事項

（3）指定の相手方

特定非営利活動法人 小山市学童保育の会

（4）指定管理料

指定期間の総額 57,840 千円
(年平均 28,920 千円)

3 指定管理者候補者の概要

（1）設 立 年 月 日 平成18年2月13日

（2）職 員 数 役員13名、職員72名

（3）資 産 の 総 額 49,617,077 円

（4）主な事業内容 放課後児童健全育成事業

4 選定委員会の議事概要

別紙1-1のとおり

指定管理者の指定について（【仮称】乙女小第三学童保育館）

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

（1）施設の名称

【仮称】乙女小第三学童保育館

（2）指定管理者の主な業務

- ①児童の育成及び指導
- ②地域及び保護者相互の連絡及び提携
- ③その他児童の健全育成上必要な事項

（3）指定の相手方

特定非営利活動法人 三楽

（4）指定管理料

指定期間の総額 66,786 千円

（年平均 13,358 千円）

3 指定管理者候補者の概要

（1）設立年月日 平成24年5月14日

（2）職員数 役員6名、職員611名

（3）資産の総額 393,517,719 円

（4）主な事業内容

- ①学童クラブの運営に関する事業
- ②子育てについての相談及び支援事業
- ③安全で豊かなまちづくりに寄与する事業

4 選定委員会の議事概要

別紙1-2のとおり

指定管理者の指定について（羽川西小学童保育館）

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

（1）施設の名称

羽川西小学童保育館

（2）指定管理者の主な業務

- ①児童の育成及び指導
- ②地域及び保護者相互の連絡及び提携
- ③その他児童の健全育成上必要な事項

（3）指定の相手方

特定非営利活動法人 三楽

（4）指定管理料

指定期間の総額 33,692 千円

（年平均 6,739 千円）

3 指定管理者候補者の概要

（1）設立年月日 平成 24 年 5 月 14 日

（2）職員数 役員 6 名、職員 611 名

（3）資産の総額 393,517,719 円

（4）主な事業内容 ①学童クラブの運営に関する事業
②子育てについての相談及び支援事業
③安全で豊かなまちづくりに寄与する事業

4 選定委員会の議事概要

別紙 1-3 のとおり

別紙 1-1

令和6年度 第3回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山城南小第二学童保育館 他学童保育館3館)

1. 日時 令和6年9月26日(木) 16:35～17:15
2. 会場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①中村 祐司(委員長／宇都宮大学教授)
②初澤 正実(副委員長／副市長)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
⑤内藤 信二(税理士)
4. 申請団体 特定非営利活動法人小山市学童保育の会
5. 審査内容 小山城南小第二学童保育館 他学童保育館3館の指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 質疑応答
(3) 審査(採択方式)
6. 審査結果 所管課が指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・選定について、「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条に基づき、上記施設について、所管課が指名する団体を指定管理者の候補者とするのが採択された
7. 委員意見
 - ・児童目線の丁寧な運営が行われている
 - ・おやつ総選挙等を通じて児童の意見を反映させる工夫が見られ、施設の効用をより発揮するうえで、良い取り組みと考えられる
 - ・複数の学童保育館を管理のうえで、他の学童保育館との連絡関係を大切にし、よりよい学童保育となるよう運営していただきたい
 - ・取組や事業のブラッシュアップをお願いしたい

別紙 1-2

令和6年度 第4回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(【仮称】乙女小第三学童保育館)

1. 日時 令和6年9月27日(金) 14:45～16:50
2. 会場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①中村 祐司(委員長／宇都宮大学教授)
②星 法子(白鷗大学教授)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
4. オブザーバー ①五月女 京子(羽川西小学童クラブ 役員)
②櫻井 伸江(小山市こども政策課放課後こども係放課後居場所づくり担当)
③黒川 澄子(保健福祉部長／施設所管部長)
5. 申請団体 2団体
6. 審査内容 【仮称】乙女小第三学童保育館の指定管理者の候補者の選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 応募者によるプレゼンテーションに対する質疑応答
(3) 採点審査
7. 審査結果 「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に規定する選定基準に基づき採点審査を行い、申請2団体中、各委員の審査点の総合計が最も高い「特定非営利活動法人三楽」を指定管理者候補者に選定した。
(採点結果は別紙2-1のとおり)

別紙 1-3

令和6年度 第4回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(羽川西小学童保育館)

1. 日時 令和6年9月27日(金) 14:45～16:50
2. 会場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①中村 祐司(委員長／宇都宮大学教授)
②星 法子(白鷗大学教授)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
4. オブザーバー ①五月女 京子(羽川西小学童クラブ 役員)
②櫻井 伸江(小山市こども政策課放課後こども係放課後居場所づくり担当)
③黒川 澄子(保健福祉部長／施設所管部長)
5. 申請団体 1団体
6. 審査内容 羽川西小学童保育館の指定管理者の候補者の選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 応募者によるプレゼンテーションに対する質疑応答
(3) 採点審査
7. 審査結果 「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に規定する選定基準に基づき採点審査を行い、各委員の審査点の総合計が「指定管理者選定要領」第4条第1項に規定する評価点合計の100分の50以上の得点を満たしていることを確認し、「特定非営利活動法人三楽」を指定管理者候補者に選定した。
(採点結果は別紙2-2のとおり)

【仮称】乙女小第三学童保育館

	内 容	配点	応募団体A		特定非営利活動法人 三案	
1. 利用者の 平等な利用 の確保及び サービスの 向上が図ら れるもので あること	1 利用者間の公平な取扱いをするための取組等について具体的かつ適切な提案がされているか。	5	15	／20	16	／20
	2 特別に配慮を要する児童の育成支援体制について優れた提案がされているか。	5	17	／20	17	／20
	3 児童育成支援や行事の開催等について、ノウハウを生かした独自性のある提案であるか。	5	16	／20	18	／20
	4 利用者ニーズ並びに苦情等の収集及び対応方策について、具体的かつ優れた提案がされているか。	5	15	／20	19	／20
	5 利用者向けサービスの質を向上するための方策が優れているか。 (保護者の負担を軽減する取り組みなど)	5	15	／20	17	／20
2. 公の施設 の効用を最 大限に発揮 するもので あること	1 事業計画や管理運営方針が、施設の設置目的や性質と合致しているか。	5	16	／20	18	／20
	2 児童出欠管理や、保護者への連絡通知の仕組みについて、優れた提案がされているか。	5	15	／20	17	／20
	3 児童が活動中の事故防止、安全管理、衛生管理の仕組みについて、適切かつ具体的な提案であるか。	5	15	／20	16	／20
	4 指導員の能力向上(保護者への接遇、児童育成支援の技能等に関するもの)について、研修等の支援体制が十分に整備されているか。	5	15	／20	18	／20
	5 地域住民、学校、その他関係機関との連携や協働について、積極的かつ優れた提案であるか。	5	14	／20	18	／20
3. 公の施設 の適切な維 持及び管理 並びに管理 に係る経費 の削減が図 られるもの であること	1 提出された事業計画書、収支計画書等が適切に積算・作成されているか。	5	14	／20	12	／20
	2 運営経費の削減について 【計算式】提案額は上限額の80%である49,632千円以上とし、その範囲の中で申請者中最低提案額は5点、以下提案額が低い順に、4点、3点、2点、1点とし、提案額が同額の場合は同点とします。また、提案額が49,632千円未満の場合は1点とします。 ※提案額は、申請者の作成した様式第3号(第4条関係)「収入の部」記載の指定管理料を指定期間5年間分合算した額(単位千円)を用います。	5	20	／20	4	／20
4. 公の施設 の管理を安 定して行う 人員、資産 その他の経 営の規模及 び能力を有 しており、 又は確保で きる見込み があること	1 経営状況に問題がなく、業務を安定的に継続する能力(資産・ノウハウ・人員等)が認められるか。	5	17	／20	18	／20
	2 事業者本部等からの、学童現場へのバックアップ体制が確立されているか。	5	15	／20	17	／20
	3 個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な提案がなされているか。	5	13	／20	15	／20
	4 安定した指導員等の確保方策や、欠員等が生じた場合の対策等について、実績に基づいた具体的な提案がされているか。	5	13	／20	16	／20
	5 経営資金面のリスクへの対応能力(資金力や損害賠償能力等)が十分に認められるか。	5	15	／20	16	／20
5. その他、 市長が別に 定める事項	1 市内に事業所等を有しているか。または令和7年3月31日までに、有する予定があるか。なお予定の場合は、事業計画書(様式第2号)に具体的に記載をすること。 (本店(予定も含む):5点、支店・営業所(予定も含む):3点、なし:1点)	5	12	／20	12	／20
	2 「放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実施実績があり、かつ小山市が実施する放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力等を見込めるか。	5	13	／20	16	／20
	3 本学童が新規開設であることを踏まえた、業務を行うに当たっての具体的な提案があるか。 (例えば小山市の開設へのサポートや、指導員の確保など。)	5	13	／20	16	／20
合 計		100	298	／400	316	／400

羽川西小学童保育館

	内 容	配点	特定非営利活動法人 三楽	
1. 利用者の 平等な利用 の確保及び サービスの 向上が図ら れるもので あること	1 利用者間の公平な取扱いをするための取組等について具体的かつ適切な提案がされているか。	5	16	／20
	2 特別に配慮を要する児童の育成支援体制について優れた提案がされているか。	5	17	／20
	3 児童育成支援や行事の開催等について、ノウハウを生かした独自性のある提案であるか。	5	18	／20
	4 利用者ニーズ並びに苦情等の収集及び対応方策について、具体的かつ優れた提案がされているか。	5	19	／20
	5 利用者向けサービスの質を向上するための方策が優れているか。 (保護者の負担を軽減する取り組みなど)	5	17	／20
2. 公の施設 の効用を最 大限に発揮 するもので あること	1 事業計画や管理運営方針が、施設の設置目的や性質と合致しているか。	5	18	／20
	2 児童出欠管理や、保護者への連絡通知の仕組みについて、優れた提案がされているか。	5	17	／20
	3 児童が活動中の事故防止、安全管理、衛生管理の仕組みについて、適切かつ具体的な提案であるか。	5	16	／20
	4 指導員の能力向上(保護者への接遇、児童育成支援の技能等に関するもの)について、研修等の支援体制が十分に整備されているか。	5	18	／20
	5 地域住民、学校、その他関係機関との連携や協働について、積極的かつ優れた提案であるか。	5	18	／20
3. 公の施設 の適切な維 持及び管理 に係る経費 の削減が図 られるもの であること	1 提出された事業計画書、収支計画書等が適切に積算・作成されているか。	5	14	／20
	4 運営経費の削減について 【計算式】提案額は上限額の80%である49,632千円以上とし、その範囲の中で申請者中最低提案額は5点、以下提案額が低い順に、4点、3点、2点、1点とし、提案額が同額の場合は同点とします。また、提案額が49,632千円未満の場合は1点とします。 ※提案額は、申請者の作成した様式第3号(第4条関係)「収入の部」記載の指定管理料を指定期間5年間分合算した額(単位千円)を用います。	5	4	／20
4. 公の施設 の管理を安 定して行う 人員、資産 その他の経 営の規模及 び能力を有 しており、 又は確保で きる見込み があること	1 経営状況に問題がなく、業務を安定的に継続する能力(資産・ノウハウ・人員等)が認められるか。	5	19	／20
	2 事業者本部等からの、学童現場へのバックアップ体制が確立されているか。	5	17	／20
	3 個人情報保護や情報セキュリティ対策について、適切な提案がなされているか。	5	15	／20
	4 安定した指導員等の確保方策や、欠員等が生じた場合の対策等について、実績に基づいた具体的な提案がされているか。	5	16	／20
	5 経営資金面のリスクへの対応能力(資金力や損害賠償能力等)が十分に認められるか。	5	16	／20
5. その他、 市長が別に 定める事項	1 市内に事業所等を有しているか。または令和7年3月31日までに、有する予定があるか。なお予定の場合は、事業計画書(様式第2号)に具体的に記載をすること。 (本店(予定も含む):5点、支店・営業所(予定も含む):3点、なし:1点)	5	12	／20
	2 「放課後児童対策パッケージ(令和5年12月25日)」における放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型、あるいは類似事業の実施実績があり、かつ小山市が実施する放課後子ども教室等の課外活動との連携、協力等を見込めるか。	5	16	／20
	3 保育環境が変化することについて、現状勤務している指導員の継続雇用に配慮するなど、児童及び保護者の負担を軽減するための適切な提案がされているか。	5	16	／20
	合 計	100	319	／400

指定管理者の指定について（小山市児童センター）

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

（1）施設の名称

小山市駅南児童センター

小山市城北児童センター

（2）指定管理者の主な業務

①児童の集団的又は個別的な遊びの指導を通じた体力の増進及び豊かな情操の育成に関する事業の実施に関すること。

②児童に関係のある組織、機関等との連絡に関すること

③児童の健全育成に関し必要な事業の実施に関すること。

（3）指定の相手方

特定非営利活動法人 アデット

（4）指定管理料

指定期間の総額 54,000 千円

（年平均 18,000 千円）

3 指定管理者候補者の概要

（1）設 立 年 月 日 平成 18 年 11 月 28 日

（2）職 員 数 役員 2 名、職員 12 名

（3）資 産 の 総 額 489,230 円

（4）主な事業内容 ①子どもの健全育成の為の情報の提供事業
②子どもの生活全般にわたる相談活動事業
③子どもの居場所作りと諸生活支援事業

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

別紙

令和6年度 第3回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山市駅南児童センター、小山市城北児童センター)

1. 日時 令和6年9月26日(木) 15:55～16:35
2. 会場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①中村 祐司(委員長／宇都宮大学教授)
②初澤 正実(副委員長／副市長)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
⑤内藤 信二(税理士)
4. 申請団体 特定非営利活動法人アデット
5. 審査内容 小山市駅南児童センター及び小山市城北児童センターの指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 質疑応答
(3) 審査(採択方式)
6. 審査結果 所管課が指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・選定について、「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条に基づき、上記施設について、所管課が指名する団体を指定管理者の候補者とするのが採択された
7. 委員意見
 - ・乳幼児から小学生までの受け入れに頭が下がる
 - ・利用者数の伸びも一つの目的だが内容も維持いただきたい
 - ・業務日報は円滑な組織運営の上での現場の貴重な情報宝庫、継続いただきたい
 - ・ゲームやネットに依存する子供たちのコミュニケーション能力の発達に寄与できるよう頑張っていたいただきたい
 - ・今後の事業企画、運営を考えるにあたり、城北児童センターについては地域性を考えると難しい面があると考えられる

指定管理者の指定について（小山市勤労者総合福祉センター）

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

（１）施設の名称

小山市勤労者総合福祉センター

（２）指定管理者の主な業務

- ① 管理施設の事業に関する業務
- ② 管理施設の使用許可に関する業務
- ③ 管理施設の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- ④ 管理施設の維持管理に関する業務

（３）指定の相手方

一般財団法人 小山市勤労者共済サービスセンター

（４）指定管理料（年額）

１６，０００，０００円

3 指定管理者候補者の概要

- （１）設立年月日 平成１３年７月１日
- （２）職員数 役員１７名、職員８名
- （３）基本財産 ３０，０００，０００円
- （４）主な事業内容
 - ① 勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る業務
 - ② 勤労者等の健康の維持増進に係る業務
 - ③ 勤労者等の生活の安定に係る業務

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

令和6年度 第3回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山市勤労者総合福祉センター)

1. 日 時 令和6年9月26日(木) 15:15～15:55
2. 会 場 小山市役所本庁6階 会議室601
3. 選定委員 ①中村 祐司(委員長／宇都宮大学教授)
②初澤 正実(副委員長／副市長)
③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
④中里 昌弘(税理士)
⑤内藤 信二(税理士)
4. 申請団体 一般財団法人小山市勤労者共済サービスセンター
5. 審査内容 小山市勤労者総合福祉センターの指定管理者の候補者として
指名する団体に係る審査・選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に
期待すること)
(2) 質疑応答
(3) 審査(採択方式)
6. 審査結果 所管課が指定管理者の候補者として指名する団体に係る審査・
選定について、「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手
続等に関する条例」第5条に基づき、上記施設について、所管
課が指名する団体を指定管理者の候補者とする事が採択さ
れた
7. 委員意見
 - ・高い理想、基準を追求している点が高く評価できる
 - ・多岐にわたる講座の開設から利用者を増加させようとの考えが読み取れ、今後
も継続いただきたい
 - ・特に若年層向けの新たな講座や事業の開拓に取り組んでいただきたい
 - ・今後、コワーキングスペースの利用拡充にも努めていただきたい

指定管理者の指定について〔小山市中央市民会館〕

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

小山市中央市民会館（小山市立文化センター・小山市立中央公民館）

(2) 指定管理者の主な業務

- ① 小山市中央市民会館の施設の維持管理に関する業務
- ② 小山市立文化センターに係る業務
- ③ 小山市立中央公民館に係る業務

(3) 指定の相手方

小山市立文化センター運営共同事業体

代表団体

名 称 株式会社コンベンションリンクージ

住 所 東京都千代田区三番町2番地

代表者 代表取締役 平位 博昭

(4) 指定管理料（5年間の総額）

671,810,000円

3 指定管理者候補者（共同事業体）の概要

(1) 設立年月日 平成20年4月1日

(2) 構成団体 代表団体 株式会社コンベンションリンクージ

構成団体 有限会社関東実行センター（小山市外城）

構成団体 三洋装備株式会社（神奈川県横浜市）

(3) 職 員 数 20名

(4) 資 本 金 0円

- (5) 主な事業内容 ① 小山市中央市民会館の施設の維持管理に関する業務
② 小山市立文化センターに係る業務
③ 小山市立中央公民館に係る業務

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

令和6年度 第4回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山市中央市民会館)

1. 日 時 令和6年9月27日(金) 13:10～14:40
2. 会 場 小山市役所本庁6階 大会議室 601
3. 選 定 委 員
 - ①中村 祐司(委員長/宇都宮大学教授)
 - ②星 法子(白鷗大学教授)
 - ③佐藤 伸也(白鷗大学准教授)
 - ④中里 昌弘(税理士)
4. オブザーバー
 - ①倉持 玄風(小山市文化協会会長・施設利用者)
 - ②上野 信茂(教育部長/施設所管部長)
5. 申請団体数 1団体
6. 審 査 内 容 小山市中央市民会館の指定管理者の候補者の選定
 - (1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
 - (2) 応募者によるプレゼンテーションに対する質疑応答
 - (3) 採点審査
7. 審 査 結 果 「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に規定する選定基準に基づき採点審査を行い、各委員の審査点の総合計が「指定管理者選定要領」第4条第1項に規定する評価点合計の100分の50以上の得点を満たしていることを確認し、「小山市立文化センター運営共同事業体」を指定管理者候補者に選定した。
(採点結果は別紙1のとおり)

【別紙1】小山市中央市民会館（小山市立文化センター・小山市立中央公民館）採点結果

	内 容	配点	小山市立文化センター運営 共同事業体
1. 利用者の 平等な利用 の確保及び サービスの 向上が図ら れるもので あること	1 すべての利用者に公平公正な対応ができる事業者であり、平等利用を確保するための体制がとられているか。（特定の利用者、団体等を優遇する恐れはないか）	5	17 / 20
	2 利用促進、利用者増の方策はとられているか。	5	18 / 20
	3 利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策がとられているか。	5	16 / 20
	4 サービスの質を確保するための方策はとられているか。	5	18 / 20
2. 公の施設 の効用を最 大限に発揮 するもので あること	1 管理運営方針が施設の目的・性質と合致しているか。	5	18 / 20
	2 既存業務の改善、工夫または新規の魅力的な提案はあるか。	5	18 / 20
	3 施設の目的達成のための事業提案はあるか。	5	17 / 20
	4 地域や関係機関との連携が図れているか。	5	18 / 20
3. 公の施設 の適切な維 持及び管理 並びに管理 に係る経費 の削減が図 られるもの であること	1 収支計画書における経費（人件費、委託費等）が適正に積算されているか。	5	17 / 20
	2 総合的に収支予算書が適切で、市が支払う管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	5	14 / 20
	3 経費の縮減に事業者の創意工夫が見られるか。	5	13 / 20
	4 危機管理体制が整っており、リスクへの対応能力（資金力・損害賠償能力等）はあるか。	5	15 / 20
4. 公の施設 の管理を安 定して行う 人員、資産 その他の経 営の規模及 び能力を有 しており、 又は確保で きる見込み があること	1 経営状況に問題がなく、安定性・継続性があるか	5	17 / 20
	2 事業に関する組織、スタッフ（採用予定者を含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識はあるか。	5	16 / 20
	3 スタッフ配置は妥当か。（無理はないか）	5	15 / 20
	4 個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5	13 / 20
5. その他、 市長が別に 定める事項	1 市内に事業所等を有しているか。（本店：5点、支店・営業所：3点、なし：1点）	5	20 / 20
	2 市にゆかりのある芸術家（アーティスト）の活用が期待できるか。	5	18 / 20
	合 計	90	298 / 360

※委員1人あたりの持ち点

指定管理者の指定について〔小山市都市公園内有料体育施設〕

1 指定の方法

小山市公の施設指定管理者選定委員会において、指定管理者の選定基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者として選定された団体を指定管理者に指定しようとするもの

2 施設の名称等

(1) 施設の名称

小山市都市公園内有料体育施設

(対象：小山運動公園・あけぼの公園・原之内公園・思川緑地公園)

(2) 指定管理者の主な業務

① 施設の運営に関する業務

② 施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 指定の相手方

ミズノスポーツサービス株式会社

(4) 指定管理料（5年間の総額）

775,000千円

3 指定管理者候補者の概要

(1) 設立年月日 平成1年4月1日

(2) 職 員 数 役員6名、職員2,815名（契約社員・嘱託等を含む）

(3) 資 本 金 10,000千円

(4) 主な事業内容 ①スポーツ施設の運営

②スポーツ教室・イベント・大会等の企画及び運営

③スポーツ施設の維持管理

4 選定委員会の議事概要

別紙のとおり

令和6年度 第5回小山市公の施設指定管理者選定委員会 議事概要
(小山市都市公園内有料体育施設)

1. 日 時 令和6年10月15日(火) 14:05～16:20
2. 会 場 小山市役所本庁6階 会議室 601
3. 選定委員 ①中村 祐司 (委員長／宇都宮大学教授)
②初澤 正実 (副委員長／副市長)
③中里 昌弘 (税理士)
④内藤 信二 (税理士)
4. オブザーバー ①鈴木 良弘 (栃木県陸上競技協会副会長)
②上野 信茂 (教育部長／施設所管部長)
5. 申請団体数 2団体
6. 審査内容 小山市都市公園内有料体育施設の指定管理者候補者の選定
(1) 所管課による説明(施設の設置目的、新指定管理者に期待すること)
(2) 応募者によるプレゼンテーションに対する質疑応答
(3) 採点審査
7. 審査結果 「小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条に規定する選定基準に基づき採点審査を行い、申請2団体中、各委員の審査点の総合計が最も高い「ミズノスポーツサービス株式会社」を指定管理者候補者に選定した。
(採点結果は別紙のとおり)

小山市都市公園内有料体育施設

選定基準(条例第4条)			ミズノスポーツ サービス 株式会社	応募者A
(採点基準)優れている=5 やや優れている=4 普通=3 やや劣る=2 劣る=1 採点外=0		配点		
1.利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること				
(1)	利用者に公平公正な対応ができるか。(特定の利用者、団体等を優遇する恐れはないか。)	5	16 /20	13 /20
(2)	障がい者等への合理的配慮を円滑に行うことができるか。	5	17 /20	15 /20
(3)	利用促進、利用者増のための方策が優れているか。	5	19 /20	17 /20
(4)	利用者向けサービスの質を向上するための方策が優れているか。	5	18 /20	14 /20
(5)	苦情・要望について、主体的かつ迅速、丁寧に対応できる方法を具体的に示しているか。	5	19 /20	15 /20
1. 小計		25	89 /100	74 /100
2.公の施設の効用を最大限に発揮するものであること				
(1)	事業計画管理運営方針が施設の目的・性質と合致しているか。	5	16 /20	12 /20
(2)	施設の目的達成のための事業提案に優れているか。	5	16 /20	12 /20
(3)	施設の利用促進・PRのための情報の発信力に優れているか。	5	17 /20	17 /20
(4)	スポーツの指導に関する専門知識と経験、スポーツの普及推進のために意欲的に取り組む人材を有しているか。	5	20 /20	16 /20
(5)	施設を活用し、各種競技団体や選手等と市民の交流を図り、市民にスポーツの魅力と楽しさを伝える取り組みを企画提案実施できるか。	5	19 /20	15 /20
2. 小計		25	88 /100	72 /100
3.公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること				
(1)	収支計画書における経費(人件費、委託費等)が適正に積算されているか。	5	11 /20	12 /20
(2)	総合的に事業計画書及び収支計画書の内容が適切で、市が支払う管理経費の節減を図る見込みがあるか。	5	13 /20	13 /20
(3)	経費の縮減のための創意工夫・改善努力が見られるか。	5	14 /20	13 /20
(4)	経営資金面のリスクへの対応能力(資金力・損害賠償能力等)を備えているか。	5	17 /20	14 /20
(5)	利用者等の安全管理を第一に考え、安全対策及び事故防止の具体的な取り組みを日常的に行う内容となっているか。	5	17 /20	14 /20
(6)	グラウンドの整備とグラウンド内の芝の維持管理、整備用車両の操作・整備方法等について、専門的な知識と経験を有する人材を有しているか。	5	18 /20	13 /20
(7)	運動用具や器具、物品(備品・消耗品類)の管理運営を円滑に行えるか(日常の点検や整備、修繕箇所の確認など含む)。	5	16 /20	13 /20
3. 小計		35	106 /140	92 /140
4.公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること				
(1)	事業者が経営する事業本体(本業)の状況が安定しており、将来的にも安定した経営を継続できるか。	5	19 /20	16 /20
(2)	経理や会計に精通した人材と設備・防火・安全衛生管理等の施設管理に必要な資格や専門知識、経験を有する人材を有しているか。	5	14 /20	13 /20
(3)	スタッフの人員数・人員配置・勤務時間・勤務体制は適切であるか。スタッフの労務管理の経験と専門知識を有する管理者を有しているか。	5	17 /20	12 /20
(4)	利用者の個人情報保護に係る措置が適切に講じられているか。	5	16 /20	15 /20
(5)	安全管理、市民対応・接遇も含め管理業務の質的向上を不断に行うための人員の指導育成・研修体制は十分か。	5	19 /20	14 /20
(6)	防犯・防災の対応・緊急時の対応など、安全面に関する方策がとられているか。	5	17 /20	13 /20
4. 小計		30	102 /120	83 /120
5.その他、市長が別に定める事項				
(1)	類似施設を良好に運営した実績はあるか。	5	20 /20	15 /20
(2)	具体的かつ積極的に市民協働を推進しようとしているか。	5	15 /20	14 /20
(3)	地元の業者・人材等の活用を図ろうとしているか。	5	19 /20	14 /20
(4)	市の各部署や関係機関、競技団体、スポーツサークル、地縁団体、近隣住民等との連携協力体制の構築に意欲的に取り組もうとしているか。	5	18 /20	15 /20
(5)	県内や近隣市町内の他の体育施設との相互利用を図る方策を企画提案実施できるか。	5	15 /20	12 /20
5. 小計		25	87 /100	70 /100
合計		140	472 /560	391 /560

※配点:委員1人あたりの持ち点

地方独立行政法人法

— 抜粋 —

平成15年法律第118号

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。)

二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の改善及び効率化に関する事項

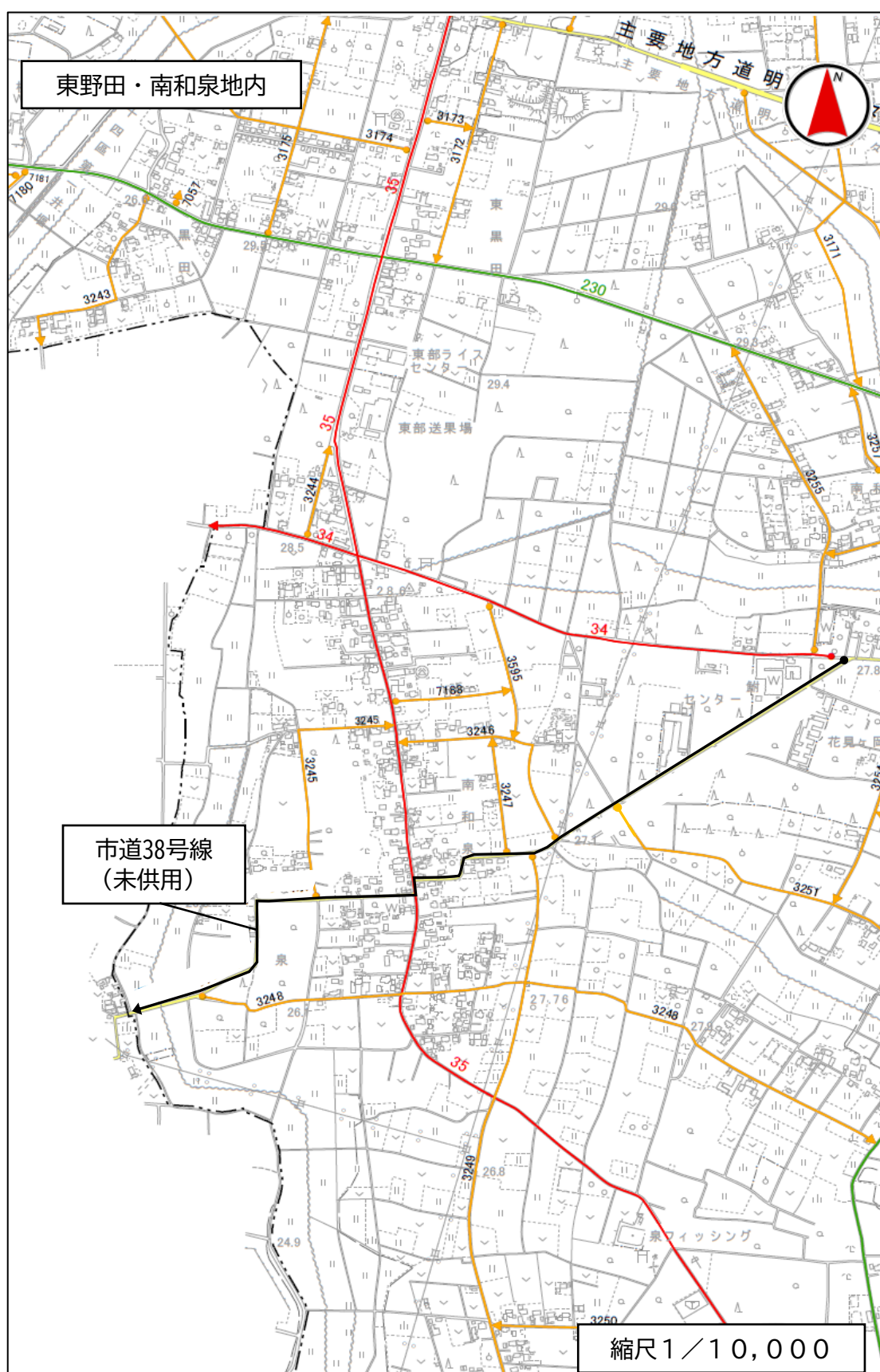
四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(平二九法五四・一部改正)

認定路線図





認定路線図





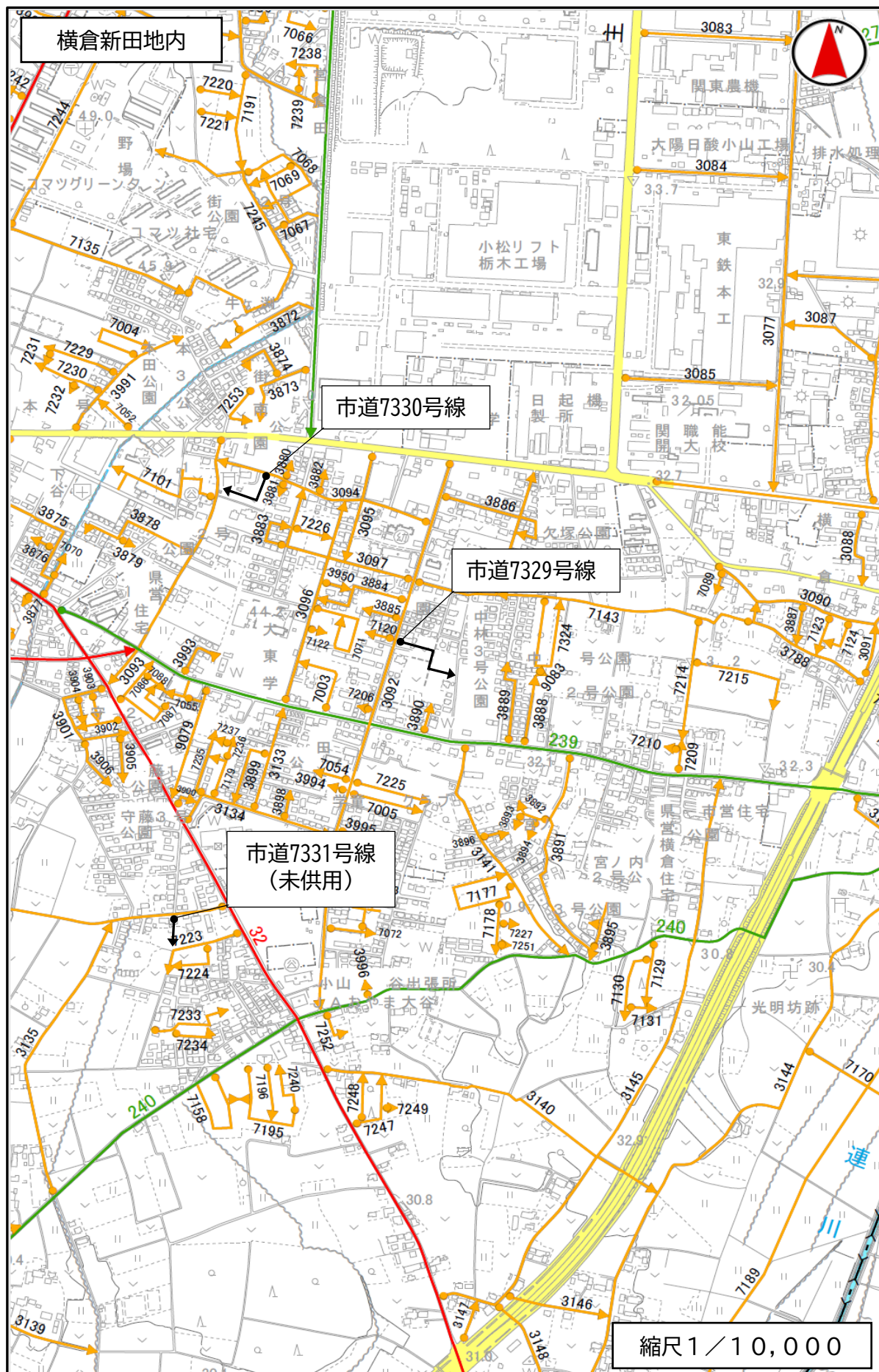
認定路線図



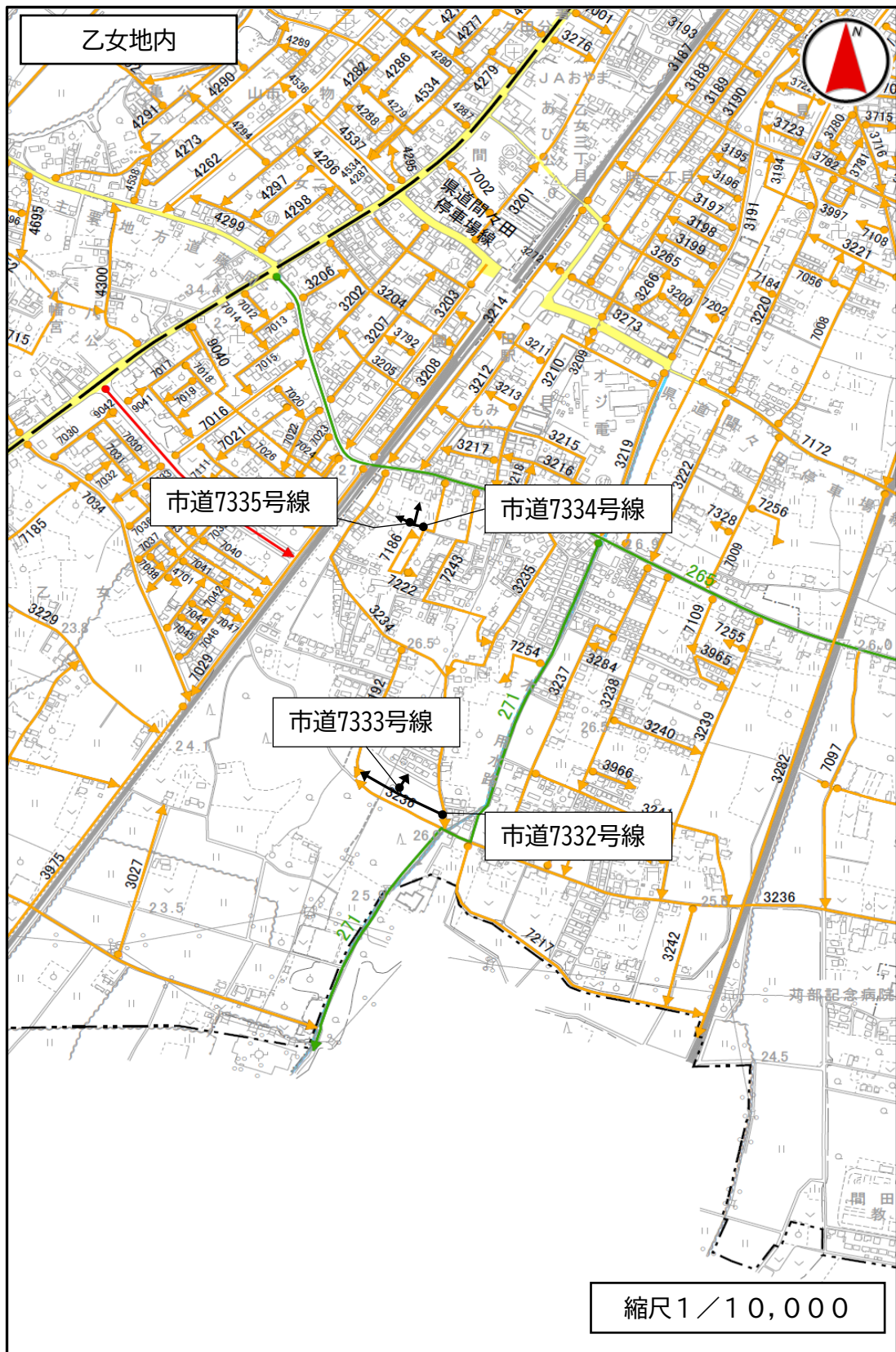
認定路線図



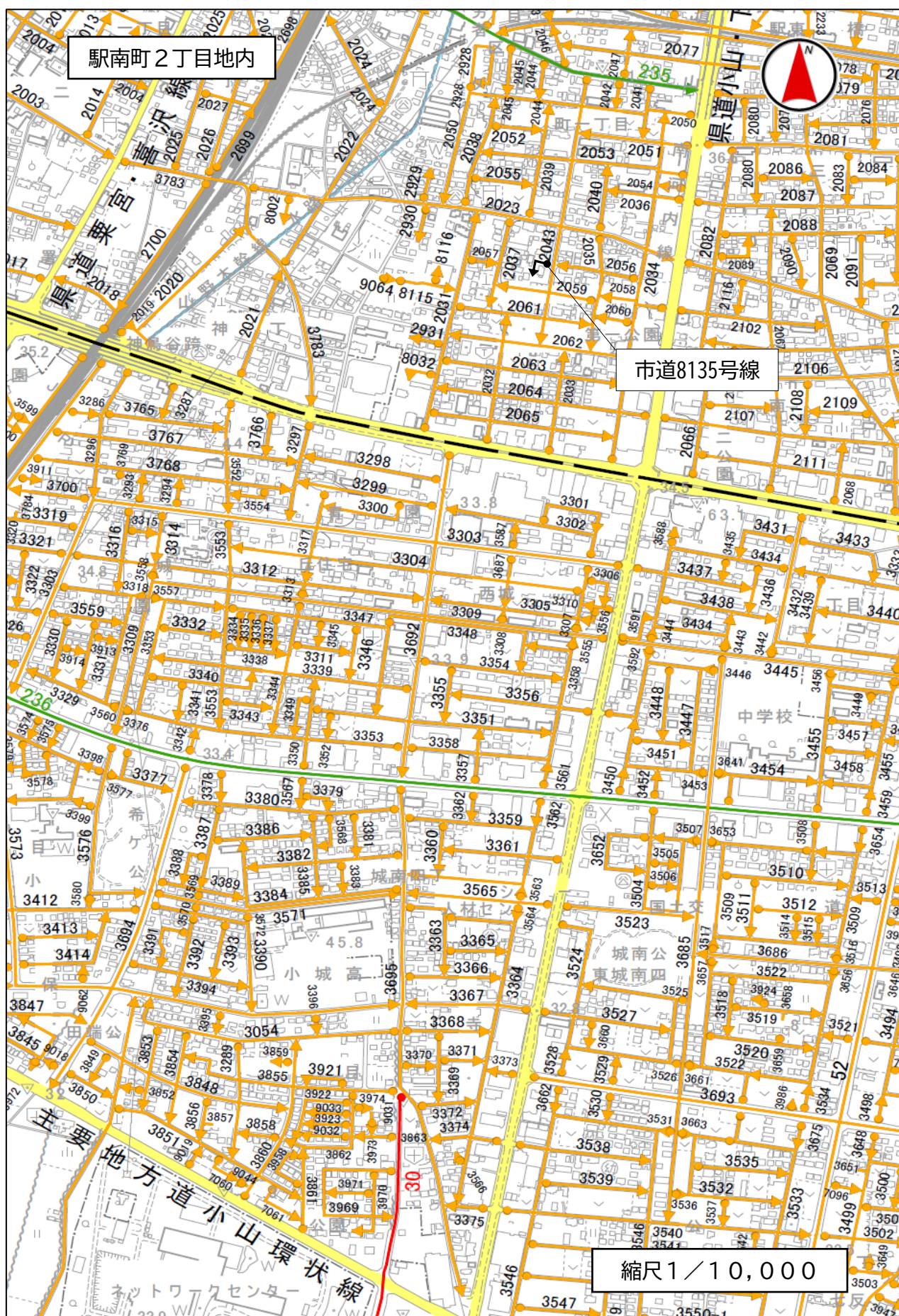
認定路線図



認定路線図



認定路線図



認定路線図





氏 名 古川 勉(ふるかわ つとむ)

生年月日 昭和29年7月6日

住 所 栃木県小山市駅南町2丁目2番5号

[任 期]

令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日(3年)

[略 歴]

昭和61年 7月～平成20年 5月 三裕商事株式会社 代表取締役

平成 6年 6月～現在 部落解放同盟栃木県連合会小山市協議
会議長

平成16年10月～現在 小山市人権施策推進審議会委員

平成10年 3月～現在 人権擁護委員(9期)

氏 名 荒川 久雄(あらかわ ひさお)
生年月日 昭和29年6月4日
住 所 栃木県小山市大字間々田1719番地2

[任 期]
令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日(3年)

[略 歴]

平成24年 4月～平成27年 3月 小山市立小山城東小学校校長

平成27年 4月～令和 3年 3月 小山市社会教育指導員

平成30年 4月～令和 4年 3月 小山市同和対策集会所運営委員

令和 4年 4月～現在 人権擁護委員(1期)

氏 名 鈴木 和夫(すずき かずお)
生年月日 昭和31年6月14日
住 所 栃木県小山市大字喜沢660番地18

[任 期]

令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日(3年)

[略 歴]

平成26年	4月～平成29年	3月	小山市立網戸小学教頭
平成29年	4月～令和	2年 3月	小山市立絹義務教育学校 (小山市任期付教員)
昭和61年	4月～平成	元年 3月	栃木県小山市少年補導員
平成11年	4月～平成14年	3月	栃木県宇都宮市雀宮地区少年補導員
令和	4年	4月～現在	人権擁護委員(1期)

氏 名 鈴木 史隆(すずき ふみたか)

生年月日 昭和33年12月31日

住 所 栃木県小山市大字横倉5番地1

グランデ・ルガルB203

[任 期]

令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日(3年)

[略 歴]

平成29年 4月～平成31年 3月 小山市立若木小学校校長

平成31年 4月～令和 5年 3月 小山市社会教育指導員

令和 4年 4月～現在 人権擁護委員(1期)

令和 5年 4月～現在 小山市役所 生涯学習課
会計年度任用職員

氏 名 須賀 保典(すが やすのり)
生年月日 昭和29年12月15日
住 所 栃木県小山市大字下初田1170番地2

[任 期]
令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日(3年)

[略 歴]

昭和55年 6月～平成15年 8月 桑絹商工会勤務

平成15年 9月～平成27年 3月 栃木県商工会連合会勤務

平成27年 4月～令和 2年 3月 桑絹商工会事務局長

令和 4年 4月～現在 人権擁護委員(1期)